

PGNクラブ会員規約

第一条 目的

PGNクラブ(以下「本クラブ」という)は、会員が本クラブの施設(小樽グリーンパーク及び佐倉グリーンパーク)を利用し、

- ① 心身の育成、健康維持、健康増進、親睦を図ること。
- ② 本クラブの施設を適切に使用し、リサイクル可能なもの(鉛筆等)は返却し、エコに努めること。
- ③ 新型コロナウイルス感染防止対策(体温測定、マスクの着用、マイティー使用等)に努めること。
- ④ 外出自粛により、運動不足が招く「健康二次被害」(体力、筋力の低下)の予防に努めること
以上を目的とする。

第二条 入会資格

本クラブの趣旨に賛同し、本規約を承諾した方。

入会無資格者とは、暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不相当と認める方。また、入会后これらの事象が判明した場合は退会とする。

第三条 入会手続き

本クラブ所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める入会金を納入する。

第四条 入会金

会員は、本クラブの定める入会金(3,000円)を、所定の方法で本クラブに支払う。

当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、返還はしない。

第五条 会員証

会員証を貸与し、利用時に必ず提示すること。提示がないときは、会員特典は受けられない。

退会時は返却すること。また、紛失した際は、500円を支払い再発行する。

第六条 禁止事項

会員は次の行為をしてはならない。

- ① 喫煙所以外での喫煙禁止
- ② 暴力行為及び他のプレーヤーに対して大声や奇声を発する行為、迷惑行為、威嚇行為の禁止
- ③ 刃物など危険物の持ち込み禁止及び物を投げる、壊す、叩く等危険な行為の禁止
- ④ 痴漢・露出・唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為の禁止
- ⑤ 器具・備品の持ち出し禁止
- ⑥ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で職員に迷惑を及ぼす行為を禁止
- ⑦ 本クラブの秩序を乱す行為の禁止、及び、会員証を他人に貸与、使用させることを禁止
- ⑧ 施設内での物品販売や営業行為、金銭の貸し借り、勧誘行為、政治・宗教活動、署名運動を禁止
- ⑨ 会員、本クラブ職員及び一般客に対して暴言、誹謗中傷、嫌がらせ、待ち伏せ、尾行、つきまとい、個人的交友の強要その他の迷惑行為や不適切な行動やみだりに話しかけるなどの行為の禁止
- ⑩ その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為を禁止

第七条 資格停止及び除名

本クラブは、会員が次の一つに該当すると認めた場合は、会員資格を一時停止または除名をすることができる。

- ① 本クラブの施設を故意に破損させたとき
- ② 入会書類に虚偽が判明したとき
- ③ 会員として品位を損なうと認められた非行があったとき
- ④ ウィルス感染、伝染病等他人に伝染・感染する恐れがある疾病になったとき
- ⑤ 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき
- ⑥ その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき

第八条 会員資格喪失

会員は、退会・除名・死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失効する。

第九条 資格の譲渡禁止

会員資格を他に譲渡できない。

第十条 休業

本クラブは、原則として別紙に表記する日を定休日とする。その日のほか、施設補修や施設都合により休業することがある。そのお知らせは原則として2週間前までに施設内掲示板にて連絡する。ただし、施設安全管理の面から緊急事態が発生した場合や天変地異のため営業不可能と判断した場合にあらかじめ掲示することなく施設一部あるいは全施設を休業することがある。

第十一条 施設の利用制限

本クラブは、次の理由により本クラブの一部あるいは全部を閉鎖または臨時休業することができる。

- ① 台風その他異常気象、風水害、火災、地震、近隣事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき
- ② 施設改造または補修工事実施のとき
- ③ 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき
- ④ その他臨時休業の必要があると認められるとき

第十二条 利用及び事故

会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調し、施設を利用する。

本クラブは、会員が利用中に生じた盗難、怪我、駐車場事故、その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負わない。会員同士の本クラブ内外のトラブルについても同様とする。

会員は、本クラブに於いて、技量の越えた行為及び危険行為は行ってはならない。

第十三条 変更事項

会員は、住所または連絡先等入会申込記入事項に変更のあった場合は、速やかに所定の書面で届け出ること。

第十四条 個人情報保護

本クラブは、本クラブが所有する会員の個人情報を、当社パークゴルフ運営事業以外に使用しない。

第十五条 改定

本規約の改定及び変更は、本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとし、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1か月以上前までにその内容を施設内掲示板に告知するものとする。

本規約は、令和3年3月1日より施行す。

株式会社PGN

代表取締役 黒田 圭司